

# 新田自治会規約

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 住民の福祉の向上及び住民相互の親睦
- (2) 回覧板の回付等住民相互の連絡、広報に関すること
- (3) 区域内の清掃、美化推進等による環境の整備
- (4) 集会施設の維持・管理
- (5) 交通安全活動等安全の確保及び地域の防犯防災活動
- (6) その他、目的達成に必要とするもの

### (名称)

第2条 本会は、新田自治会と称する。

### (区域)

第3条 本会の区域は、上田市上田、中央4丁目、中央5丁目、中央北1丁目、2丁目、3丁目、緑が丘1丁目の「新田自治会範囲図」(別紙) および別表に定める区域とする。

### (事務所)

第4条 本会の事務所は、長野県上田市中央北二丁目1番17号の新田自治会館に置く。

## 第2章 会員

### (会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

- 2 第3条に定める区域に住所を有する法人、組合等の団体は、賛助会員となることができる。但し、区域外であっても役員会の同意をもって賛助会員とすることができる。

### (会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

### (入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、所定の構成員名簿に記載するための申込書を本会に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号に該当する場合には退会したもとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より退会届が本会に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

### 第3章 組織

(部及び隣組の設置)

第9条 本会の組織については、新田自治会組織役員並びに部及び隣組の設置に関する規則において別に定める。

### 第4章 役員

(役員の種類)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) その他の役員 若干名
- (4) 監事 2名以内

2 前項の会長及び監事以外の定数は、細則により別に定める。

(役員を選任)

第11条 会長、副会長および監事は、総会において会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。
- 3 その他の役員は細則により別に定める。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 その他の役員は、本会における会務を分担して遂行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
  - (2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問および相談役)

第14条 本会に、顧問および相談役を置くことができる。

2 顧問および相談役は、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員報酬)

第15条 役員に報酬を支給することができる。

2 報酬額は、役員会または自治会役員報酬等検討委員会を設置し決議のうえ、総会の承認を得なければならない。

## 第5章 総会

(総会の種別)

第16条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第17条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第18条 総会は、本会の最高議決機関として、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第19条 通常総会は、毎年度決算終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第12条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第20条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第22条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第23条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第24条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

- 2 前項の規定に関わらず、役員を選任、規約の変更、財産の処分及び解散等重要事項を除いて、沿革的かつ実態的に世帯単位で活動し、意思決定されてきた事項については、その表決権については会員の所属する世帯につき1箇とする。
- 3 賛助会員は表決権を持たないものとする。

(総会の表決等)

第25条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面または地方自治法施行規則第22条の2のいずれかの電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第22条及び第23条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

## 第6章 役員会等

(役員会の構成)

第27条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第28条 役員会は、総会に次ぐ議決機関として、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の開催および招集)

第29条 役員会は、原則として月1回開催し、会長が必要と認めたときは臨時に開催する。

- 2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長は、役員の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求のあった日から2週間以内に役員会を招集しなければならない。
- 4 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を適当な方法により少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(役員会の定足数)

第30条 役員会には、第22条、第23条、第25条、第26条の規定を準用する。

この場所において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第32条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第33条 本会の資産で第31条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第34条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

- 2 会員には役員会で定める額の弔慰金を支払うことができるものとする。

(事業計画及び予算)

第35条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3箇月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第37条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

## 第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第38条 この規約は総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、上田市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第39条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第40条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第9章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第41条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(施行細目の委任)

第42条 この規約の施行に関し必要な事項は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

(補則)

第43条 従前の新田自治会会則は、廃止する。

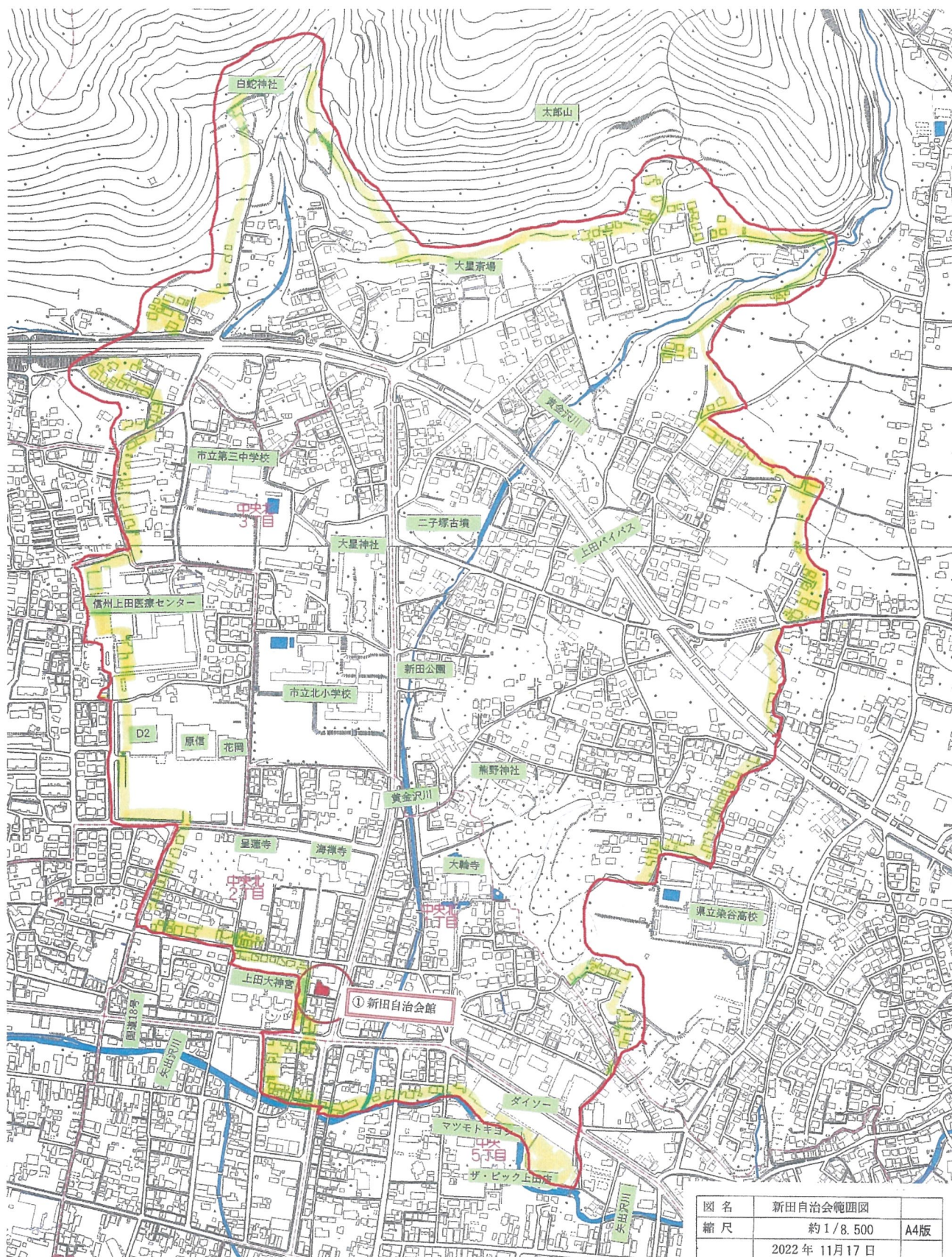
### 附則

この規約は、令和4年12月21日から施行する。

# 新田自治会範囲図

(新田自治会規約 第3条)

別紙



図名	新田自治会範囲図	
縮尺	約 1/8,500	A4版
	2022年 11月 17日	

# 新田自治会区域

(新田自治会規約 第3条)

# 別表

上田市	上田		1630番地～3230番地（別紙新田自治会配置図参照）
上田市	中央	4丁目	10番地
上田市	中央	4丁目	11番地の内矢出沢川以北
上田市	中央	5丁目	4番地の内矢田沢川以北
上田市	中央	5丁目	11番地～13番地の内矢出沢川以北
上田市	中央北	1丁目	全域
上田市	中央北	2丁目	全域（但し6番地と上田大神宮を除く）
上田市	中央北	3丁目	全域
上田市	緑が丘	1丁目	1番地の内市道緑が丘1の4号線以東、27番地
上田市	中央西	2丁目	12番地